

令和2年3月

# 第3回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

## 令和2年第3回和光市教育委員会定例会日程

令和2年3月26日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第 4号 令和2年度和光市教育行政の基本目標と重点施策について
- (2) 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理等に関する要綱を定めることについて
- (3) 議案第 6号 和光市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについて
- (4) 議案第 7号 和光市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (5) 議案第 8号 和光市生涯学習専門調査員に関する規則を廃止する規則を定めることについて
- (6) 議案第 9号 和光市政学習おとどけ講座実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- (7) 議案第10号 和光市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第4 協議報告事項

- (1) 3月定例会市議会の報告について
- (2) 朝霞地区教育委員会連合会監事の推薦について
- (3) 午王山遺跡の国史跡指定について
- (4) 和光市教育支援センター事業実施要綱の廃止について
- (5) 入学式お祝いのことばについて
- (6) 令和2年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動について（非公開）

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

---

欠席委員（なし）

---

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	結 城 浩一郎
〃 次長兼教育総務課長	長 坂 裕 一
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	田 中 克 則
〃 図書館館長	小 林 理 恵

---

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 それでは、開会に当たり一言御挨拶を申し上げたいと思います。

第3学期も本日が終了式になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策として、去る2月29日に安倍首相から急遽要請された臨時休業措置によって、この間、卒業証書授与式も本当に簡略化しての実施でありました。全ての教育活動を停止している状況でございます。

今後、新年度からの学校再開に当たって、一つは、未習の学習内容への対応、あるいは児童・生徒の生活リズムへの適用など様々な教育課題や影響が生じてくると懸念されるわけですが、結果、現場との連携によって適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、新型コロナウイルス関係について、教育委員会のこれまでの対応等については、後ほど事務局から報告をさせていただければと思います。

それでは、これより令和2年第3回和光市教育委員会を開会いたします。

次第に従って進行してまいります。

---

#### ◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を村中委員にお願いいたします。

---

#### ◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長報告をいたします。

資料1を御参照いただければと思います。

2日に定例校長会議開催。

3日、新年度に入学する新一年生のための交通安全協会からランドセルカバーの贈呈がありました。

4日、臨時休業の状況視察を市長と行ってまいりました。

6日、臨時校長会議、それから新型コロナウイルス対策本部、これは市に設置されています。

9日、学校給食用物資納入業者食品衛生講習会に出席しました。

10日、教頭会議、校長研究協議会、コロナウイルス対策本部、臨時で行いました。

11日、子ども防犯教室の打合わせ。当日は東日本大震災の追悼ということで、黙禱を行いました。

13日、新型コロナウイルス対策本部が開催されました。また、一般教職員の人事異動内示をしました。

16日、新採用教職員の面接を行いました。

17日、学校給食協会の異動内示を行いました。

19日、学校給食協会理事会、それから新型コロナウイルスの対策本部が開催されました。

23日、新一年生に防犯ブザーをいただきました。それから、和光市の教育委員会表彰式を行いました。

24日、社会教育委員会議を開催しました。コロナウイルスに配慮して、5階の一番広い部屋で行いました。それから、管理職の人事異動内示を行いました。

本日、定例教育委員会。午前中にコロナウイルス対策本部ということで、臨時で学校教育関係を中心に打合わせを行いました。また今日午後、この後、コロナウイルス対策本部が予定されております。

27日、明日ですけれども、管理職・一般教職員の転入者面接を予定しております。

29日、これ中止になると思いますが、市長旗争奪野球大会の開会式がありますので出席予定です。

30日、学校給食協会評議員会、新型コロナウイルス対策本部が予定されています。

31日が、市職員退職辞令交付式、学校給食協会退職辞令交付式、教職員退職辞令受領などが予定されています。

以上です。

特に何かございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

---

### ◎付議案件

○大久保教育長 それでは、教育長協議報告、本日、付議事項が多くありますので省かせていただいて、日程第3、付議案件に移りたいと思います。

本日の付議案件は7件ございます。

1、議案第4号 令和2年度和光市教育行政の基本目標と重点施策について、2、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理等に関する要綱を定めることについて、3、議案第6号 和光市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについて、4、議案第7号 和光市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、5、議案第8号 和光市生涯学習専門調査員に関する規則を廃止する規則を定めることについて、6、議案第9号 わこう市政学習おとどけ講座実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて、7、議案第10号 和光市スポーツ推進委員の委嘱について、以上、議案第4号から議案第10号を一括して上程します。

それでは、初めに、議案第4号 令和2年度和光市教育行政の基本目標と重点施策についての説明を教育総務課、お願いします。

○長坂次長 では、教育総務課より説明をいたします。

資料2を御覧いただきたいと思います。

前回の定例会では、協議報告事項の中で、前年度、平成31年度をベースに各担当課から校正した素案について説明し、御協議をいただきました。当該素案については、当日の協議であったため3月6日を期限とし、2週間程度、教育長及び委員各位から御意見をいただく期間を設けたところ、大久保教育長から御意見をいただきました。それを踏まえ、所定の校正を行いましたので、今回は議案として最終案を提案するものとなります。

内容を確認の上、本案をもって令和2年度和光市教育行政の基本目標と重点施策とすることについて、御承認をいただきたく存じます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

この議案につきましては、2月の定例会で御説明を申し上げて、その後、御意見等は特段事務局のほうにはいただいておりません。事務局で若干の加筆訂正をして、提案をさせていただいております。

いかがでしょうか。

山田委員。

○山田委員 教育委員会で手直しをしたところは、どのあたりでしょうか。

○大久保教育長 G I G Aスクール構想とかを加筆しております。あとコミュニティ・ス

クールの充実の部分です。

○山田委員 はい。

○大久保教育長 ほかに、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 御質問等がなければ、質疑を終結します。

それでは、採決します。

議案第4号 令和2年度和光市教育行政の基本目標と重点施策については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第4号 令和2年度和光市教育行政の基本目標と重点施策については、原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理等に関する要綱を定めることについての説明を結城部長からお願いします。

○結城部長 それでは、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理等に関する要綱を定めることについて御説明申し上げます。資料3を御覧ください。

本議案につきましては、平成29年5月17日付で公布されました当該法律の改正に伴い、これに関連する教育委員会で定める要綱につきまして、法律の施行期日であります令和2年4月1日に合わせて、一括して所要の改正を行うものでございます。

当該法律の趣旨及び内容についての概略を説明いたします。

当該法律は、近年、地方団体が抱える極めて厳しい財政状況と多様化する行政需要の事務量の著しい増加などに対応するため、臨時的任用職員への依存度を高めていった状況がございました。

その中で臨時的任用職員につきましては、地方公務員法において雇用期間の制約などが明確に規定されていることから、これを逃れるため、本来、専門的な知識、経験に基づき、助言、調査等を行うものに限られる非常勤特別職、これは教育委員の皆様も同じ範疇に入ります。とすることで、複数年度にわたる長期的な雇用を確保するなど、制度の趣旨に添わない運用が一般的に行われている現状がございました。

このような現状に鑑み、地方公務員法の一部を改正し、この運用を厳格化するととも

に、新たに一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度を創設し、採用方法や任期等を明確化することにより適正な運用を図るほか、併せて地方自治法の一部改正を行い、会計年度任用職員に対する給付等の雇用労働の条件を整備することで、法の趣旨に沿った安定的な雇用の確保を図るものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、改正前の任用である非常勤特別職を会計年度任用職員とすること及び法制執務上の技術的な文言の整備のほか、ここにございます文化財調査指導員設置要綱につきましては、任用の実態に合わせて調査補助員の規定を追加してございます。

なお、当該要綱の整備とともに、令和元年度をもって交通安全立哨指導業務はシルバー人材センターに全て委託することとなりましたので、和光市交通安全立哨指導員設置要綱につきましては、附則において廃止を規定しております。

以上、議案第5号の主な内容は今申し上げたところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。

今回は、臨時的任用職員等についての今までの扱いから、運用の厳格化であるとか適正な運用であるとか、また雇用労働条件の制約期間、そういったことを中心として、地方公務員法または地方自治法の法律改正があったことで、今までの本市の教育委員会関係のこういった要綱、これを整理するというところで、部長、よろしいですか。

○結城部長 はい。

○大久保教育長 そのようなことだそうです。

特に御質問等はよろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○大久保教育長 御質問がなければ、質疑を終結します。

採決します。

議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理等に関する要綱を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理等に関する要



綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号 和光市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについての説明を学校教育課、お願いします。

○佐藤次長 それでは、議案第6号 和光市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについて説明をさせていただきます。

資料4のを御覧ください。

この規則は、令和2年1月に文部科学省から通知された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示等について」に基づいて、新たな教育委員会規則として制定するものです。

内容につきまして、ポイントのみ説明いたします。

第1条、趣旨。

この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について定めるものとする。

第3条、業務量の適切な管理等。

和光市教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。具体的には、1か月につき45時間、1年については360時間。

第2号は、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1か月については100時間未満、1年については720時間、また、1か月当たりの平均時間については80時間などとして管理を行うものです。

これまで教職員の働き方改革については、教育委員会及び各学校においても取り組んできており、少しずつ成果も出ているところですが、まだまだ勤務時間については改善されない部分もあります。今回、教育委員会規則として制定することにより、学校の先生方にもより意識していただくとともに、各学校からの報告を受けて、教育委員会としてもより具体的な指導、支援ができると考えております。

御審議くださいますようお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。

今、説明があったように今回この規則を制定するわけですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定、これに基づいて新たに制定するという説明であります。ちょっと見ていただいて、よろしく願います。

ちなみにこの規則は、和光市だけでなく、どこの教育委員会もこれを制定していくこととなります。同じものを。

○村中委員 1年間について720時間と、60時間ですよ、毎月平均すれば。これは時間外労働ではないんですよ。

○大久保教育長 基本的に、学校の職員は残業はないんです。ですから、何時まで残っても残業手当というのはないんです。その代わりに、給特法で4%の措置がされています。ただ、それだと本当に先生方が目安が何もなくてただ残っているということなので、今回、働き方改革の一環で、きちっと時間を示させていただきわけです。

○村中委員 1年間について720時間というのはちょっと多いんですよ、上限とはいえ。誰かが一言、二言言っておかないと。労働者の三六協定とかそういうのなんかもやっているんですよ、一応その協定内のことで。

○大久保教育長 そうですね。

○村中委員 よく反対しないな。720時間はちょっと問題だと思いますが、以上です。

○大久保教育長 ほかにございますか。

こういった上限、これ以上はというふうな上限を決めておかないと、先生方、本当に何時まででも残って仕事をしていきますので、教育の世界はここまでやれば終わりというのではなくて、どうしても帰りが遅くなっている現状があるので、このような整備をするということだと思います。

○山田委員 いろいろ対策はこれまで取ってきていると思うんですが、現在の先生方の平均値でいいんですが、時間外というか、働いている数字的なものはすぐ分かるんでしょうか。

○佐藤次長 総合教育会議のときに細かい数の提示はさせていただきましたが、小学校と中学校で若干違うのと、あとは学校によっても差があります。

○大久保教育長 目安を決めることによって、管理職ももう帰りましょうというふうに声

かけをしてもらわないと、本当になかなか帰らないですね。

あと、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、特に御質問等がなければ、質疑を終結します。

採決をします。

議案第6号 和光市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第6号 和光市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 和光市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則を定めることについての説明を生涯学習課課長お願いします。

○茂呂課長 それでは、議案第7号 和光市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて御説明いたします。

資料5を御覧ください。

社会教育指導員とは、社会教育振興のため、学習相談や団体の育成を行う職務を行う非常勤の特別職であります。

今回の改正は、さきに御説明の要綱と同様に、非常勤特別職から会計年度任用職員への移行に伴う改正であります。こちらは規則により定められていることから、別途改正をするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。

先ほど結城部長から第5号でお話がありました件でございます。要綱ではなくてこちらは規則ですので、ここで審議をしていただくということで提案しております。よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 御質問等なければ、質疑を終結します。

採決します。

議案第7号 和光市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第7号 和光市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 和光市生涯学習専門調査員に関する規則を廃止する規則を定めることについての説明を生涯学習課、お願いします。

○茂呂課長 それでは、議案第8号 和光市生涯学習専門調査員に関する規則を廃止する規則を定めることについて御説明いたします。

資料6を御覧ください。

生涯学習専門調査員につきましては、生涯学習を推進するための調査研究や市民の学習機会に関する助言、専門的職員及び指導者の養成のために、平成3年に制定された規則により委嘱をしておりましたが、非常勤特別職から会計年度任用職員への移行に伴い見直しを行いましたところ、現在は委嘱されておらず、今後必要な場合は謝礼の基準に基づく委員謝礼として対応することが可能であることから、規則の廃止をさせていただくものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。

現在は、この職はなくても差し支えないということ、また、いないということですかね。

○茂呂課長 そのとおりです。

○大久保教育長 もし今後必要であれば、今度は委嘱によってできるということですね。

○茂呂課長 はい。

○大久保教育長 ということでございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 それでは、御質問なければ質疑を終結して、採決をさせていただきます。議案第8号 和光市生涯学習専門調査員に関する規則を廃止する規則を定めることに

ついて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第8号 和光市生涯学習専門調査員に関する規則を廃止する規則を定めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号に移ります。

議案第9号 わこう市政学習おとどけ講座実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについての説明を生涯学習課長お願いします。

○茂呂課長 議案第9号 わこう市政学習おとどけ講座実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについて御説明させていただきます。

資料の7を御覧ください。

こちらにつきましては、わこう市政学習おとどけ講座を希望される団体の構成員の人数を10人以上から5人以上に見直すことにより、広く市民の方が利用しやすい条件といたしました。また、予算を伴う市民講師編の受講について、1年度につき1回といたしまして、各市民団体が公平に利用できるように要綱を改正させていただくものでございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから質疑をお願いします。

この内容は、従来は10人以上の者で組織された団体におとどけ講座の担当を派遣するということでしたけれども、もっと活用してもらうようにするために、5人以上でおとどけできるということの改正。もう一つは、第5条のほうですけれども、1団体につき1日1講座としてということで、多くの人にそういう機会を得てもらうということでの改正。非常に前向きな改正かなと思いますが、御質問等がありましたら、よろしくお願ひします。

はい、山田委員。

○山田委員 これについては、5条の改定は、単体の申込みが非常に多いために、公平性を図るためにこういう改定をしたということでしょうか。

○茂呂課長 はい。これまでは、1つの団体がから複数の市民講師編の申込みの希望がありましたら複数受講することができたのですが、1つの団体がたくさん受講してしまい

ますと、ほかの団体に行き渡らなくなってしまう部分もございます。謝礼の予算もござ  
いますので、そういった意味で、公平となるよう、今回の改正とさせていただきます。

○山田委員 分かりました。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、御質問がなければ、質疑を終了したいと思います。

採決します。

議案第9号 わこう市政学習おとどけ講座実施要綱の一部を改正する要綱を定めるこ  
とについては、原案のとおり決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号 わこう  
市政学習おとどけ講座実施要綱の一部を改正する要綱を定めることについては、原案の  
とおり可決されました。

最後になります。

次に、議案第10号 和光市スポーツ推進委員の委嘱についての説明をスポーツ青少年  
課長お願いします。

○田中課長 それでは、資料8を御覧ください。

議案第10号 和光市スポーツ推進委員の委嘱について御説明いたします。

現在、委嘱しておりますスポーツ推進委員の任期が令和2年3月31日をもちまして満  
了することに伴いまして、新たに新年度から委嘱するものでございます。

令和2年1月8日から1月31日まで、新たなスポーツ推進委員として募集を行ったと  
ころ、14名の方から応募があり、2月21日にスポーツ推進委員選考委員会を開催し、適  
否を判断したところでございます。

その結果、1枚めくっていただいて、14名の方が候補者名簿ということで今回上程さ  
せていただきました。

順次、14名について御説明申し上げたいと思います。

まず、ナンバー1番の朽木亮さん、この方は67歳の方で、現在、推進委員の会長をな  
さっています。空手の審判員や体力テスト判定員等の資格をお持ちになっており、和光  
市空手道連盟の会長をなさっております。スポーツ推進委員として、8期16年活動され  
ております。

なお、本年度、定例会や様々な事業におきまして、全部で19回ほど出席する機会がございました。朽木さんは、全て全19回出席されており、出席率は100%となっております。

続きまして、ナンバー2、川勝靖子さん、この方は81歳の方です。現在、副会長をなさっており、スキー指導員や体力測定指導員等の資格をお持ちになっております。和光市スキー連盟の副会長もされています。20期40年活動されておりますので、人生の半分を推進員をされております。出席率は19分の13で、68%となっております。

続きまして、ナンバー3、飯田進さん、65歳の方です。この方も現在、副会長をなさっております。資格は、日本サッカー協会の指導者やサッカー協会の審判員等の資格をお持ちになっており、推進委員としては6期12年活動をされております。出席率は19分の17で、90%となっております。

次に、ナンバー4、木田俊茂さん、36歳の方です。この方は現在、監事をされております。基礎水泳指導員等の資格をお持ちになっております。推進委員として8期16年活動されており、出席率は19分の14で、74%となっております。

次に、ナンバー5、長谷川好美さん、56歳の方です。この方は、健康運動実践指導者やスポーツプログラマー、指導員等の資格をお持ちになっております。8期16年活動されており、出席率は19分の16で、84%となっております。

ナンバー6、渡辺光夫さん、55歳の方です。この方は、体力テスト判定員の資格をお持ちになっており、4期8年活動しております。出席率は19分の16で、84%となっております。

次に、ナンバー7、笛田剛さん、48歳の方です。この方は、公認の水泳コーチの資格をお持ちになっており、4期8年活動されております。出席率は19分の12で、63%となっております。

次に、ナンバー8、井上明次さん、80歳の方です。この方は公認スポーツ指導員や公認水泳競技役員等の資格をお持ちになっており、3期6年活動をされております。出席率は19分の11で、58%となっております。

次に、ナンバー9、相馬優子さん、69歳の方です。この方は、現在、会計をなさっております。一般社団法人全日本ノルディック・ウォークインストラクターや、自立体力検定士インストラクターの資格をお持ちになっており、3期6年活動されております。出席率は19分の16で、84%となっております。

次に、ナンバー10、白井和広さん、57歳の方です。この方は、通算で8期16年活動されており、出席率は19分の15で、79%となっております。

次に、ナンバー11、窪田孝典さん、75歳の方です。この方は、沖縄空手道をなさっています。1期2年活動しており、出席率は19分の18で、95%になります。

次に、ナンバー12、松下いづみさん、64歳の方です。この方は、ストレッチトレーナーや笑いヨガティーチャー、適正姿勢指導士の資格をお持ちになっており、1期2年活動されております。出席率は19分の11で、58%となっております。

次に、ナンバー13、大竹充さん、59歳の方です。資格は、日本サッカー協会で公認のコーチや日本スキー連盟技術検定1級の資格をお持ちになっています。通算で5期10年活動されており、出席率は19分の15で、79%となっております。

次に、ナンバー14、西川泰雄さん、64歳の方です。この方は、弓道2段をお持ちになっており、1期2年活動されております。出席率は19分の14で、74%となっております。

以上でございます。

選定した14人中10名が男性で71%、女性が4名で29%。年代別では、80代が2名、70代が1名、60代が4名、50代が5名、40代が1名、30代が1名となっております。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それぞれの推進委員の候補者についての説明がございました。

それでは、質疑をお願いしたいと思います。

○村中委員 これ19回というのは、委員会ですか。

○田中課長 定例会やその他の事業です。例えば市民まつりとか、そういった事業も全部含めての出席になります。

○村中委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 ほかにいかがですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 ほかに御質問なければ、質疑を終了したいと思います。

採決します。

議案第10号 和光市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第10号 和光市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

これで予定した議案は議了しました。

ありがとうございました。

---

### ◎協議報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4、協議報告事項に移ります。

本日、6点ございます。

なお、協議報告事項の(6)については、人事異動についてのことでございますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 それでは、はいのお声がありましたので、非公開とさせていただき、閉会の後に報告をいたします。

それでは、最初に、(1)3月定例会市議会の報告を結城教育部長お願いします。

○結城部長 それでは、3月市議会の概要について報告申し上げます。

今定例会では、1件の諮問、26件の議案が上程され、いずれも承認、可決をされております。このうち教育委員会に関連するものを挙げますと、1月の定例教育委員会におきまして、協議報告事項として御説明申し上げました和光市教育センター条例及び令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第5号)及び令和2年度埼玉県和光市一般会計予算の3議案になります。

補正予算につきましては、学校施設整備基金の運用維持の決定による積立金のほか、所要の人事費の調整がされております。また、令和2年度の一般会計の教育費につきましては、総額が23億5,020万2,000円で、前年度から2億1,848万4,000円、率にしまして10.2%の増加となっております。

増加の主な要因といたしましては、教科書採択代による指導書等による経費、第二中学校特別支援学級等改善整備事業などの臨時的経費のほか、さきの議案第5号の法制定によります会計年度任用職員への移行によります人件費の増加が主な要因となっております。

また、今般の新型コロナウイルスによる感染症の蔓延を防ぐため、市制に対する一般質問につきましては全て議会日程からキャンセルとなりましたが、質問内容を申し上げ

ますと、コミュニティ・スクールの在り方、プログラミング教室、GIGAスクール構想、それから外国語教育など、学校運営や新たな学習指導要領に関連した課題のほか、部活動や教職員の取扱いなどの教員の働き方改革に関する事、このほかトイレや空調などの従前からの課題となっております学校の整備や、今般、国史跡指定を受けました午王山遺跡の今後の用地取得化計画などについて、多岐にわたる質問が出されておりました。

なお、一般質問にもございましたGIGAスクール構想につきましては、令和5年度を目途に、児童・生徒1人1台のコンピューターの整備を目指すものであり、国が所要の財源措置をすることになっておりますので、令和2年度につきましては、1人1台のコンピューターを見据えた校内ネットワークの高規格化への改修とともに、児童・生徒のコンピューターの段階的整備について、6月定例議会に補正予算を上程する準備をただいま進めているところでございます。

また、中学校の空調設備につきましても、設計を基に、これは6月以降になりますが、財政当局と協議をして、可能であれば新たに補正予算を取りまして、年内に整備を進める予定でございます。

以上、3月定例議会の内容について申し上げます。よろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ただいま3月定例市議会関係の報告をいただきましたけれども、何か御質問ありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特にならなければ、次に(2)朝霞地区教育委員会連合会監事の推薦について、教育総務課、お願いします。

○長坂次長 教育総務課より御説明をいたします。

現在、和光市は、朝霞地区教育委員会連合会の開催市となっておりますが、令和2年度から朝霞市に開催市が引き継がれます。監事は、開催市以外の市から選出することになっておりまして、監査や総会は原則平日の昼間に行われることから、牧委員にお願いできればと存じます。任期につきましては、4月22日、総会で選出された後、令和2年度、令和3年度の2年度間です。主な内容としては、それぞれの年度の決算監査及び総会での監査報告となります。

教育総務課から以上でございます。御協議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

監事さんということで、事務局の方から推薦がありました、いかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 それでは、牧さん、大変ですけれども、よろしく願いします。

○牧委員 よろしく願いいたします。

○大久保教育長 次に、(3) 午王山の国指定について、生涯学習課から説明をお願いします。

○茂呂課長 それでは、午王山遺跡の国史跡指定につきましては、さきの教育委員会において、国からの内示をいただいていることを御報告させていただきましたが、3月10日付の官報告示により、正式に決定されました。つきましては、国指定文化財となったことから、市指定文化財は解除となりましたので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○大久保教育長 大変うれしいニュースかなと思います。3月10日の官報で午王山遺跡が国指定になったということでございます。

この件について、委員さん方のほうから何か御質問等ございますか。

○山田委員 国指定になると、何かいろいろ規制みたいなものが。

○茂呂課長 規制につきましては、現在、各地権者の方に御説明をさせていただきまして、同意を随時いただいております。同意をいただきますと、そこは国の指定の史跡の部分になりますので、建物の建て替えなどにつきましては制限がかかってしまいます。

同意をいただいた部分につきましては、保存活用計画というものを策定いたしまして、今後、午王山遺跡をいかに保存、活用していくかという計画を立てて取り組んでまいります。そういった中で、地権者の方の御意向を伺って、今後は有償譲渡に向けて、市と国が一体となって取り組んでいくというような形になります。全体的に史跡になるという構想はかなり何十年も先になりますが、それぞれの地権者の方には時間をかけて御説明をしながら進めてまいりたいと考えております。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 国指定になるということは、和光市にとって大きなセールスポイントが1つできるということですので、今後どのようにそれを整理していくかということも課

題になってくると思います。ぜひ教育委員会でもいろいろ協議していく必要があるもの  
とっております。

この件についてほかにございますか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 よろしいですか。

それでは、次に（４）和光市教育支援センター事業実施要綱の廃止について、学校教育  
課、お願いします。

○佐藤次長 それでは、和光市教育支援センター事業実施要綱の廃止について説明をさせ  
ていただきます。

3月の定例議会において、和光市教育支援センター条例が可決され、令和2年4月1  
日より施行されることとなりました。それに伴いまして、これまでの和光市教育支援セ  
ンター事業実施要綱を令和2年3月31日をもって廃止するものでございます。

よろしく願いいたします。

○大久保教育長 これは先ほどの条例化と絡むあれでありまして、平成19年に要綱を設置  
した支援センターについての要綱が条例になりましたので、廃止ということございま  
す。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 ありがとうございます。

次に、（５）入学式お祝いのことばについて、学校教育課長、お願いします。

○佐藤次長 それでは、資料1枚目が小学校、2枚目が中学校のものとなります。

令和2年度入学式は4月8日、小学校は午前中、中学校については午後実施する予  
定です。例年、教育委員会としてお祝いの言葉を届け、それを読んでいただいております。

今回、コロナウイルス対策の関係で、式の内容を簡素化しますので、配布のみという  
ことも考えられます。内容につきましては例年に倣った内容ですので、改めてこの場で  
お読みしませんが、小学校9校、中学校3校に事前に届けて、校長の式辞と内容が重な  
らないように配慮いたしますので、よろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

小・中学校への入学に向けてのお祝いの言葉ということで用意をさせていただきますし

た。

何かございましたら。

○山下委員 先ほど入学式の内容の簡素化というお話があったんですけども、もう大体どのような形の開催というのは。

○大久保教育長 それはこの後の報告のところで事務局からさせていただきます。

○山下委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

---

### ◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○大久保教育長 それでは、次に、日程第5、その他、教育委員さん方から、または事務局からの報告に移りたいと思います。

まず最初に、教育委員さんの方電話番号、何かございますでしょうか。

村中委員さんから資料を用意していただいておりますので、こちらから先に御報告よろしいでしょうか。

お願いします。

○村中委員 ちょっと稚拙な文章で申し訳ないんですが、資料を読みますね。

先日、WHOから重症化した新型コロナウイルス感染症患者の多くがイブプロフェンを内服していたという報告があります。また、よく知られたNSAIDsというのは、鎮痛消炎解熱剤です。イブプロフェンとかカロナールとか、あと総合感冒薬に含まれる解熱剤です。副作用にインフルエンザ脳症の増悪があります。これはインフルエンザのウイルスを増殖させて脳炎を起こすというようなことはよく知られております。これらは医師会の先生方はよく御存じのことと思います。

これ、教育委員会用の資料ではなくて、今日、和光市の医師会の集まりでちょっと述べようかなと思ったんですけども、一応付け加えておきます。

医師会の先生方はよく御存じのことと思います。しかし、発熱や身痛、これは筋肉とか関節の痛みのことですが、などの感冒様症状の人が、医療機関に行かずに薬局に行って総合感冒薬を処方してもらうことが多く、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の遷延化や重症化を招くということにもなりかねません。

薬局ではOTCを求める患者さんへ、これは医師会用ですからちょっと申し訳ないん

ですが、銀翹散、葛根湯、麻黄湯、参蘇飲、風邪の初期に使う薬なんですが、それを医師会から薬剤師会へ提言してみたらどうかということを提案しようかと思っていました。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策教育委員会用のものなんですが、不要不急の外出は控え、外出の際にはマスクを着用し、うがい手洗いの励行は当たり前ですが、これは国からも言われています。子どもたちにはそれぞれ基礎体温を上げることが大事です。基礎体温を上げるとウイルスに感染しにくいです。ウイルスだけじゃなくて病原体に。それには規則正しい生活、できれば早寝早起きをして、朝食を食べる、肌を露出する面積を減らす、夜には入浴する。

こういうことなんですが、規則正しい生活をするということで、体の中のホルモンの分泌が正常化されます。それによって、朝起きたてにはステロイドホルモンが分泌され、それからあと甲状腺ホルモンとかそういうのがだんだん活発化して体温を上げるようになる。夜早寝する、ちゃんと寝る、睡眠時間をしっかり取ると、消化吸収、消化管の機能が正常に起こるんです。便秘も下痢もしない。最近よく言われるんですが、大腸の中の免疫機構が随分関与しているということで、大腸を正常化するというだけでもこういうことは大事です。

では、体温が低いとどういうことになるかと言いますと、体の感染防御の力が低くなる、あるいは弱くなる。病原体の体内への侵入を許し、さらに増殖、それから、それによって発症、発症してから増悪、重症化を起こします。重症化の原因の一つとして、先ほど申し上げましたが、WHOはイブプロフェンの内服を指摘しています。イブプロフェンは最も多く一般に市販されている解熱薬です。一般に熱を下げれば風邪は治ると思っている人が多いんですが、熱は病原体の増殖を抑え、免疫システムの賦活のスイッチとなり、解熱することができます。ところが、イブプロフェンの内服により、病原体は増加して、免疫システムは抑制され、結果、重症化を引き起こします。

もう一つは、血液は心臓のポンプ作用で体内を循環するんですが、リンパというものはポンプがなくて、リンパの流れをよくするには体を動かすことしかないわけです。ですから、寝たきりの患者さんが肺炎を起こしやすいというのもそのためです。ですから、感染予防のためには運動をする。運動によって体温も上昇して、先ほどの話のようにウイルスの活性化を抑えることにもなる。

先ほどのリンパのことなんですが、白血球系、いわゆる貪食細胞というものが多くあるんですが、ウイルスとか細菌を食べて、それによって免疫をする。要するに、抗体を

つくる信号をリンパに与えるんです。リンパ球というのは、リンパ流とかリンパ節、皮膚、粘膜に存在して、直接ウイルスを攻撃します。これはナチュラルキラーT細胞というのがあります、それは各粘膜にあって、ウイルスが来たら異物ということで反応してウイルスを攻撃する。それで、無力化してしまうということになります。ですから、体温を上げるということで、運動も結構大事ということなんです。

これについても一つ申し上げますが、これは子どもは余り直接関与しないんですが、自然免疫というか、異物を最初に上気道で捕らえるということで、たばこを吸っている人というのはそれが落ちるんです。お酒もそうです。

熱が出たら熱を下げるな。咳が出たら、咳を止めるな。下痢は止めるな。これが大事です。皆さん、熱が出たら総合感冒薬を飲んで熱を下げようと、熱を下げれば病気は治るんじゃないかと勘違いしている人はいるんですが、熱を下げたら余計、先ほど申し上げたように病気は悪くなります。

それから咳というのは、体に感染したウイルスやばい菌というのを外に出す働きがありますから、無理やり咳を止めると、当然その中で増えてしまう。先ほどインフルエンザ脳症なんていうようなことも言いましたが、そういうことも起こり得ます。咳を止める、治すにはどうしたらいいかという、気道を正常化すればいいわけです。そういうことはお医者さんに任せていただきたいんですが、安静にするということです。取りあえず。

それから、あとはコロナウイルスとは余り関係ないんですが、下痢は止めるな。ノロウイルスとかO157とか下痢が起こりますが、時々おなかが痛いと言って救急に行くと、おなかが痛い、どうしようと言って、特に手術をすることもできない、ウイルスだとすれば抗生剤も出すわけにはいかないということで、ブスコパンという腸の動きを止めるお薬を出しちゃうようなこともあるんです。そうすると、腸管が止まっちゃいますから、動きが、出すものが出せなくなっちゃって、ノロなんかも重症化することになりますから、下痢を止めるなど。

下痢を、じゃ、治すにはどうしたらいいかという、炎症を起こしてむくんじゃって機能を果たしていない大腸を、そのむくんでいるのを取れば正常化するわけですから、どんどん悪いものを外に出すことができる。むくみを取るにはどうしたらいいかという、五苓散というお薬があるんですが、そういうのを飲んでいただくのをうちではやっています。医師会でも言うんですが、五苓散、赤ちゃんには、医師会の一部の先

生は座薬を使って、下痢の赤ちゃんのお尻から入れて、それで簡単に治しちゃうという  
ようなこともやっています。

最後に、病気は体を元に戻して治せということで締めくりたいと思いますので、無理やり症状を抑えたから治るというものではありません。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

村中先生、これから学校関係に文書を作って配布していくわけですが、特にこの教育  
委員会のところに書いてある内容というのは活用させていただいても差し支えないです  
か。よろしいですか。

○村中委員 はい。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今、村中委員さんから御指導をいただきました。特にこの新型コロナウイルス感染症  
対策ということで書かれている内容、これから活用させていただければと思っております。

○村中委員 ちなみに一応付け加えておきますが、これはコンセンサスは全然得られてい  
ません。エビデンスはないです、はっきりした。ただ、いろいろと文献を調べたり、私  
の経験からのことなので、もし何か医師会から文句は出ないと思うんですが、よろしく  
お願いします。

○大久保教育長 子どもたちや保護者への啓発の部分で、この中にあるものが活用できる  
かなと思っていますので。

ほかにいかがでしょうか、委員さんのほうから。

山下委員、どうですか。

○山下委員 一応、今年度、小学校6年生の卒業生の保護者として、卒業式の終わった後  
の校庭というか正門開放に参加させていただきました。非常にお天気がよく、また桜も  
満開の中、ほぼ全ての保護者の方が、ほぼ1名、2名でいらしている方も少数でしたけ  
れども、あと下のお子さんも一緒にという方もいらっしゃいましたが、本町小学校でし  
たので、総勢50名ちょっとぐらいでしょうか、保護者が来ていたと。また一緒に写真を  
撮ったりとか、また市から、市長から、それから教育委員会からの祝辞等も昇降口のと  
ころに掲示していただきまして、拝読させていただくことができました。

残念ではありましたが、保護者の皆さんも門出を一緒に祝うことができたとい



うことで、教育委員会の皆様の御尽力に、一保護者として感謝いたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 牧委員さん、何かございますか。

○牧委員 卒業式というと、2011年の卒園の子たちが、ここなのかという。こういうことがあるから、この学年ってやっぱり強かったのかなと思いました。何か相手を思いやるというのがすごい強い学年だなと思っていたので、何かそういうのが多分、親世代からも、言葉ではなくても行動とかで伝わっていくのかなと。だから、割と闘争心がなくてかと言われている学年だったのに、やっぱり強いんだなと思いました。

○大久保教育長 山田委員さん、どうですか。何かございましたら。

○山田委員 13日の中学校、そして24日の小学校の卒業式の朝、子どもたちと小学校の保護者の皆さんと学校に向かうところで、おめでとうございますという言葉をしたところ、中学生もありがとうございます、お世話になりましたと。小学校の子どもたちもありがとうございますというしっかりした返事をもらえた。すごいやはりそれぞれ成長を。ふだんは余り挨拶もできないような子も、そういうけじめのところではすごいなというふうに思いました。それはもう大変うれしかったところです。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、今度は各課から報告ありましたらお願いします。

最初に、学校教育課のほうから、コロナ関係と4月の入学式関係を含めてお話してください。

○佐藤次長 それでは、新型コロナウイルスに係る対応等について、これまでの経緯について簡単に説明をさせていただきます。

御存じのとおり、2月27日夕刻、安倍首相から、全国全ての小・中学校を3月2日より臨時休校にするとの要請があり、本市でも翌28日に臨時校長会を開きまして臨時休校を決めましたが、準備の関係等もあり、休校の開始は3月3日とし、3月26日までの臨時休校といたしました。急な要請であり、学校も周囲も大変戸惑った部分もありましたが、臨機応変に対応してきたかなと思っております。

3月3日より、小学校1から3年生や特別支援学級の児童・生徒等で、1人で過ごす

ことができない場合の居場所としての受入れということで、各小学校で30から40%ぐらいの参加がありました。学校に来ない児童・生徒については、担任による面談、定期的な電話連絡等により状況を確認をしたところでございます。中学校については、部活動は中止としております。

その後、16日以降、学校では登校日を設け子どもの様子を確認したり、中学校では校庭開放日を設けて、校庭を使用する日の設定を行いました。

卒業証書授与式については、式は児童・生徒と教職員のみで簡素化して行いました。各学校、写真・ビデオ撮影等を実施して、保護者に見てもらう機会は設けようということで工夫をしたところでございます。

教職員の勤務については、感染拡大を防止する観点から、本人または家族に風邪等の症状がある場合や小・中学校が臨時休校となった関係で自分のお子さんの世話が必要な場合に特別休暇取得が可能となりました。

それから、県や市主催の会議や研修等については、3分の2以上が中止ということで、必要最小限の実施とさせていただいております。また、修了式は中止ですが、24、25、26の3日間で、時間差等の登校日を設けながら通知表を渡したり、次年度に向けての連絡等をしているところでございます。

以上がこれまでの経過になりますが、今後につきましては、御存じのとおり3月24日に文科省のから、学校における教育活動の再開のガイドラインが出されました。それを基に、今月中に埼玉県教委から方針が出されるということでございますので、その方針を踏まえ、4月8日からの日程で学校再開の予定ではあります。

ただ現時点では、入学式は行いますが、内容については簡素化し、時間を短縮する方向です。参列につきましては、来賓の参加はなしとし、児童・生徒と教職員、保護者については、小学校は各家庭1名、中学校は保護者の参列はなしということで考えております。

ただし、中学校では、式後に保護者説明の場ですとか、担任紹介はしたいと考えております。

授業については4月9日から、部活動は10日から、給食は13日からの予定でございます。最終的には31日に臨時校長会をやり、そこで決定をいたします。

○大久保教育長 というような取組みをこの間してまいりました。

また、入学式等については、今お話があったような方向で実施をしていきたいと。さ

らに、学校再開に向けても、お話があったような取組をしていく予定であります。

何か御質問等ありましたら。

山田委員。

○山田委員 入学式に関しては、ある程度、全県、または県内は統一して行う、そういう形で行うということですか。それとも、この近隣、朝霞地区で話合いの中でまとまってという。

○佐藤次長 短縮に関しては朝霞4市は一緒の方向です。

ただ保護者の参列に関しては、1名というところもあるし2名というところもあるし、中学校でも1名、2名参加というところもあります。

○山田委員 密度というか、そういうのはある程度その面積に対してこれだけの人数が入るとちょっと3つの要件に合わないというような、それは基準というのはあるんでしょうか。

○佐藤次長 専門家会議で示された3つの条件の一つに、手を伸ばすと届く距離とあります。卒業式でも中学校はかなり空けて置いたら、それだけでいっぱい状況だったということも聞いておりますが、具体的に何平米という事は確認しておりません。

○大久保教育長 もう一つは、当時よりも今の状況のほうが厳しい状況になっているんですよね。だから、本当にこの学校再開というのがどうなのかなという思いもありながら考えていかなきゃいけない。だから本当、安心して入学式できるんだったらいいんですけども、そういう状況じゃないですよね。むしろ悪化している状況の中で再開していくということになりますので、また行事をやるということになりますので、かなりの緊張感を持っていかないとまずいなど。意外と学校再開ですというのが出てくると、親からすれば安全なのかなみたいに取られてしまうのがちょっとこわいなという感じはするんですよね。

一応、和光市としては午前中の市長等との話合いの中でも、これで入学式やりましょうということで確認はもうしております。

他によろしいですか。

○牧委員 部活動なんですけれども、部活動は4月10日から開始は納得できるんですけども、昨日何か他市の方と話したときに、朝霞市は春休み2時間程度の部活動の開始というのがあって、たぶん和光市はやらないよねというような感じもあったんですけども、やってくれるとうれしいんですけども、そうなったときに、今、校庭開放をして

いるのが、さらに春休みも継続するのかどうかというのは決まっていますか。

○佐藤次長 現時点では、小学校の開放は今までの夏休み、春休みと同じ形になると思います。中学校に関しては、開放は考えていない状況です。

○牧委員 なければいいです。なければいいで、たぶん自分たちで家の前で何かやったりとかするので。今回2日間とかあって、これじゃ、またやってくれるのかなとか、そういう期待を持っている子どもも親もいるので。

○大久保教育長 基本的には部活は4月10日から、一応文章は作ってあるんですけども、そこに盛り込んであるのは、3条件がクリアできる部活だけということにしていきたいんです。例えば室内で行う文科系の部活で、吹奏楽部なんて言ったらもう常に歌ったり吹いたりじゃないですか。これはもう明らかに難しいわけですよ。かといって、外でやっている野球は、サッカーはという話になると全然条件違うと思うので、だから、基本的に部活は教員が指導をしていくわけですので、先生方はその3条件というものをしっかりと捉えた上で形式や方法を考えながらやってもらえるのであれば認めていこうという方針なんです。今日、校長会の会長、副会長、この後来ますので時間をどうするかとか、その辺もちょっと詰めておきたい。どのくらいやっていいのかとか。今の状態で子どもたちが動かない状態というのはちょっと避けたいなという感じがするんですね。

○山田委員 自主的にマラソンしたりするグループのお子さんとかいらっしゃる。もう小さい低学年の子が1人で毎朝必ずやっている子も。

○大久保教育長 先ほど村中委員さんのお話もあったように、運動しなかったらまずいわけですから。ただ集団がするのが一番こわいんですね。あと親の管理監督の下でやる分には、そんな集団でするわけじゃないじゃないですか。

○山田委員 そうやって運動をしているお子さんはいいんですけど。

○大久保教育長 それでは、次に生涯学習課。

○茂呂課長 それでは、生涯学習課の事業につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けまして、子ども教室は中止とさせていただきます。また、わこうっこクラブにつきましては、ボランティアさんの御協力による活動であることから、一部ボランティアの、高齢の方もいらっしゃいますので、そういった方には御協力いただきまして、一部可能な範囲で、ボランティアさんが集まった範囲での実施という形になっております。

なお、第五小学校につきましては委託という形になりますので、通常どおりの開設と

なっております。

また、公民館事業につきましては、一部の事業を中止といたしております。そして、開館はしてはりましたが、本日午前中の市長との協議の中で、3月28日土曜日から4月いっぱい閉館の予定という形になっておりますので、これから周知の準備をさせていただくという状況になっております。

図書館につきましては、これまで貸出しのみという形で対応しておりましたが、現在は、新聞、雑誌の閲覧のみ可能という形で、一部利用をしていただいております。現在、時間を定めているところではありますが、なかなかちょっとそのあたりが徹底できないというところが課題でありまして、今後、公民館も閉鎖という形になりますので、そのあたりについてはちょっと調整をしていけたらとは思っております。

○大久保教育長 あとはよろしいですか。

○茂呂課長 図書館長から現状の報告があります。

○小林館長 図書館に関しましては、今、御説明ありましたように貸出し、返却のみということで、利用はかなりありました。滞在できないんですけれども、借りて帰るという形で御利用いただいていた。月曜日から、新聞と雑誌、中止していたものを御覧いただけるようにしたんですけれども、やはりその場所だけなんですけど、滞在時間がどうしても長くなってしまっている状況を見ているところです。また状況が悪化してきているようなので、再度調整したいと考えております。

○大久保教育長 何か御質問ございますか。

○山田委員 公民館は4月いっぱいまで閉鎖ということなんですけれども、ちょっと部署が違うんですが、コミュニティセンターも同じような扱いになるんですか。

○結城部長 コミュニティセンターにつきましては、10時から今日、教育関係を主に先にやらせてもらうということで、臨時会議で必要最小限のメンバーで集まってやったんですけれども、今日4時半から全体会議がありますので、その中でその地域センターを含めて検討がされると思います。

ただその中で、全体として恐らく同じような方向に行くのではないかと、あくまでも予想なんですけれども、ほぼ公民館と同じような扱いで、4月いっぱいまで閉館ということになるのではないかなという予想はしております。

○大久保教育長 ほかにございますか。

○山田委員 そうなると、やっぱり市民が本当に部屋に籠もって生活していくというよう

な状況になってしまう。健康的にも、先生が言われた動くこともやっぱり重要だと思います。だからある程度、私はそういうところで、集団になるのではなくて、健康的に何か運動できるような企画をしたりとか、そういうことによって市民の健康を保ったほうがいいのではないかと。閉館、閉館で行き場所が本当になくなって、子どもたちも遊ぶところがなくなって、公園に集まれば集まっただけで、学校が休校なのに集まって怒られてしまうような状況でありますので、全てを閉ざしてしまうと、本当にそれがいいのかなというふうには思います。そういう判断は公共施設は厳しいと思いますけれども、ある程度柔軟な、そしてこの状況を乗り越えるための何らかの策を立てていただきたいかなというふうには思っております。

○結城部長 今後の事態、感染の進行、程度によってこれからどんどん対応が変わっていくと思うんですけども、その辺は、入り口のところでかなり厳しい対応を行わないと、ヨーロッパを見ておられますとかなりひどい状況が出ておりますので、その辺も含めて、専門家の委員会というのも埼玉県のほうで会合がされるようでございますので、その辺の見解を踏まえて、市として全体的に取り組んでいかなければならないと、ある程度の不便さといいますか、そういう面も含めて、こちらとしてやはり情報提供していきたいなというようなふうに思っているんですけども。

なかなかストレスを解消するような代替措置というのが難しいものですから、その辺も今後の課題にはなるかと思うんですけども、取りあえずは、なるべくそういう感染の状況をつくらないということが大事ということになっておりますので、それに従って、今のところはやっていかなきゃいけないという方針のもとでやっておりますので、今後、状況によっていろいろまた変わってくると思いますので、その辺は大きな課題になると思いますけれども。

○大久保教育長 今、特に東京で急激に増えている状況で、やはり和光市は埼玉都民という意識の中に、非常に交流があるわけですね。そういったものに今ちょうど懸念しているということは言えると思うんです。ここを何とか乗り切らないと、この和光でも、という危機感を持っています。

それでは、次に、スポーツ青少年課から報告がありましたら。

○田中課長 今回の新型コロナウイルスの関係で、運動施設につきまして御報告したいと思っております。

学校開放で全小・中学校の体育館と小学校の校庭につきましては、3月3日から本日

まで利用停止をさせていただいたんですけれども、本日午前中の対策会議におきまして、4月30日まで延長になりましたので、体育館と校庭の使用が中止となっております。

総合体育館でございますけれども、体育館内にありますトレーニング室と軽スポーツ室、こちらにつきましては密閉性があるという観点から、3月2日から3月31日まで使用中止になっております。

ほかの施設、メインアリーナとサブアリーナ、柔剣道場等については通常どおり御利用いただいていたんですけれども、小・中学生の利用が結構増えてきたということがございましたので、3月4日から、市内外を含めまして、小・中学生の利用は中止させていただいたところでございますが、本日午前中の対策会議におきまして、総合体育館全館閉館ということになりましたので、4月30日まで閉館という対応を取らせていただきたいと思いますと思っております。

それから、その他の運動施設として、運動場、レクリエーション広場、アーバンアクア公園につきましては、特に利用の制限は今のところございませんけれども、本日用う対策会議での結果を踏まえて対応していきたいと考えております。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

何か御質問ございますか。

○山下委員 校庭、体育館の使用というのは、いわゆる学童への開校ということではなくて、一般への。

○田中課長 市内の団体の方の使用になります。

○山下委員 団体へのということですね。

○大久保教育長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、最後に教育総務課お願いします。

○長坂次長 教育総務課のほう、日程関係、整理させていただきたいと思えます。

お手元に令和2年定例会等日程、2枚の紙があると思いますが、御用意いただきたいと思えます。

5月の定例会でございますが、5月21日から5月28日、時間帯は、通常ですと午後なんですけれども、午前9時半から、会場は602から402会議室に変更となっております。この日につきましては、午前中に定例会が終わりまして、引き続きまして総合教育会議

のほうが予定されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6月定例会につきましては、6月25日から6月18日、会場につきましては402から503会議室に変更となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2枚目をお願ひします。

記載はないんですけれども、例年ですと4月1日に教職員辞令伝達並びに着任式を例年開催していたんですけれども、今回につきましては規模を縮小しての開催となりますので、今回につきましては教育委員各位の出席は不要となっております。

それと、(1)、(2)、朝霞地区教育委員会連合会の記載がありますが、従前ですと理事会と総会を別日で開催する予定でしたが、今回につきましては、4月22日水曜日、同時開催といたします。理事会につきましては13時30分から603会議室、総会については14時から502会議室で行います。

続きまして、(5)です。

5月8日金曜日になりますが、和光市で開催が予定されております南部地区、こちらの教育委員会総会、連合会の総会がございます。令和1年度、令和2年度が和光市が開催市となっております。例年こちらの総会、60名から70名の参加規模があるところから、議案の採決につきましては、総会の通常開催によるものか署名表決とするか、今後の状況を見極めて決定をしまいたいと考えております。

なお、例年、総会と併せて行っております研修会につきましては、既に中止を決定しております。

以上、日程関係、以上になります。

**○大久保教育長** 教育総務課からの報告、以上ですけれども、このことについて何か御質問等ございますか。

総会の実施については、まだ定まっていないという状況です。今後の推移を見ながら、書面にするかどうかというところで決定していきたいということです。

(発言する者なし)

**○大久保教育長** よろしければ、以上で第3回定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3時07分



## 第 3 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員